

5 月 資 料 集

議題番号	資料等				件 名	レジュメ頁
	連長	単会	回覧	掲示		
1(1)	○				防犯・交通事故情報	2
1(2)	○				火災・救急状況等報告	2
1(2)	○	○			令和7年度港南区防火ポスター作品の募集について	2
2(1)	○	郵送			一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【市連】	3
2(2)	○	○			第5期港南ひまわりプランの策定に向けて	5
2(3)	○	○			自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣について	6
3(1)	○	○			「令和7年度港南区運営方針」の策定について	7
3(2)	○	○			自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について	8
3(4)	○	○			令和6年度学び舎ひまわり大交流会開催報告について	9
3(5)	○	○			食生活等改善推進員（ヘルスメイト）の活動と募集について ※席上配布資料あり	10
3(6)	○	○			令和7年度家具転倒防止対策助成事業のご案内【市連】	11
3(7)	○	○			感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【市連】	12
3(8)	○			○	よこはまテレビ・プッシュについて【市連】	13
3(9)	○	○			「デジタルプラットフォーム」を活用した全区での市民意見募集について【市連】	14
3(10)	○	○			鋼管ポール防犯灯の全数点検について【市連】	15
3(11)	○	○			自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【市連】	17
3(12)	○	○			「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い【市連】	18
3(13)	○	○			区連会ポロシャツの販売について	19
4(1)ア	○	○			令和7年度港南区「協働による地域づくり取組の方向性」	20
4(1)イ	○	○			令和7年二輪車事故防止強化月間 暴走族追放強化月間 横浜市実施要綱	20
4(1)ウ	○	○			令和7年度「各種団体総会報告書」	20

1 刑法犯認知件数（特殊詐欺以外）【一部抜粋・暫定数値・手集計】

	全刑法犯 認知件数	子供・女性が 狙われやすい 犯罪等	住宅に対する侵入犯罪		ひったくり	乗り物盗		
			空き巣	忍込み 居空き		自動車	オートバイ	自転車
県内	14,932	397	271	58	10	273	780	3,286
港南署	283	4	4	0	0	9	37	42
昨年同期比	264	7	4	0	0	2	19	33
増減	+19	-3	0	0	0	+7	+18	+9

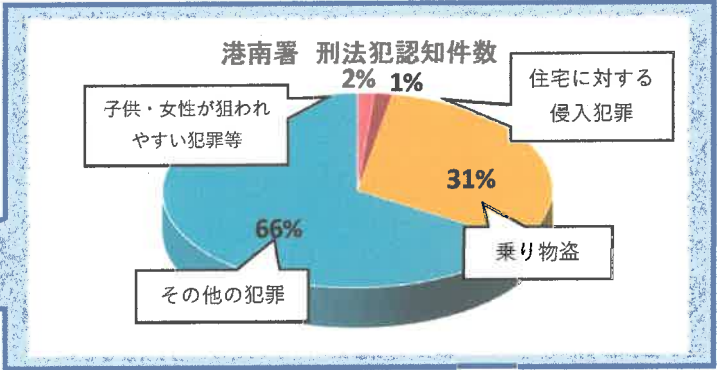
※「子供・女性が狙われやすい犯罪等」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、性的姿態撮影罪の犯罪の総称です。
 ※上記表中の数値は、特別法犯の検挙件数等も混在している特定の罪種の数値を抜粋したものです。「全刑法犯認知件数」と表の合計値は合致しませんのでご了承ください。

隣接署の状況(暫定数)		
	令和7年4月末現在	前年との増減
磯子署	209	+30
南署	233	+8
戸塚署	358	+88
栄署	105	-9



▲港南警察署マスコットキャラクター
「ひまり巡査」

これが発生傾向だよ！



▲「シジュウカラ部長」

2 特殊詐欺認知件数【一部抜粋・暫定数値・手集計】

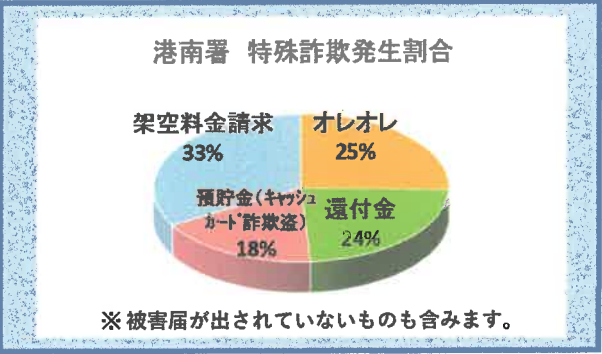
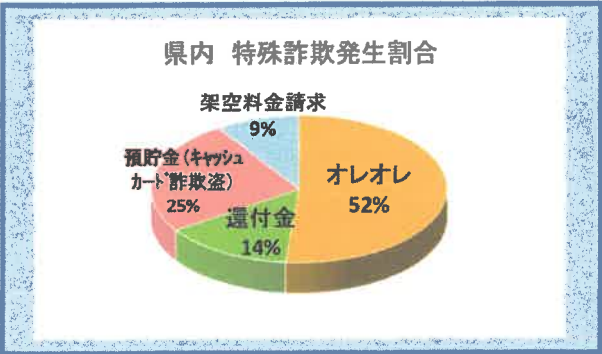
	特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
	合計件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
県内	729	3,025,000,000	367	2,200,000,000	101	210,000,000	179	102,000,000	66	480,000,000
港南署	14	97,000,000	7	73,000,000	2	13,000,000	5	11,000,000	0	0
昨年同期比	7	17,000,000								
増減	+7	+80,000,000								

※ 預貯金、キャッシュカード詐欺盗は、キャッシュカードをだまし取る手口なので、
 出金等が確認されない場合被害額は0になります
 ※ 県内の合計件数には、その他の特殊詐欺（融資保証詐欺など）が含まれます
 ※ この表は、被害届を受理したもののみ反映しています

3 “港南区、特殊詐欺発生件数(被害届が出されていないものも含む)【手集計】

特殊詐欺		オレオレ		還付金		預貯金 キャッシュカード詐欺盗		架空料金請求	
合計件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)	件数	被害額(約)
51	151,000,000	13	78,000,000	12	31,000,000	9	21,000,000	17	21,000,000

※ この表には、被害届が出されていないものも含まれます



※ 被害届が出されていないものも含まれます。

犯罪発生状況一覧表 ～港南警察署管内(月別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和7年4月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 単月	凶 悪 犯				小計	粗 暴 犯				小計	窃 盗 犯				小計	知 能 犯			小計	風 俗 犯			小計	そ の 他			小計	合 計
	殺 人	強 盗	放 火	(強 制 性 交 意 等)		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺		そ の 他	わ い せ つ			そ の 他	器 物 損 壊 等	そ の 他						
																	(強 制 性 交 意)	公 然										
1月					0	5	2			7	5	26	24	55	1		1				0	6	2	8		71		
2月					0	2	1			3	6	23	35	64	2		2			1	1	11	3	14		84		
3月					0	1		1		2	4	21	21	46			0	1			1	3	1	4		53		
4月					0	2	1			3	3	18	33	54	12		12			2	2	1	3	4		75		
5月					0					0				0			0				0			0		0		
6月					0					0				0			0				0			0		0		
7月					0					0				0			0				0			0		0		
8月					0					0				0			0				0			0		0		
9月					0					0				0			0				0			0		0		
10月					0					0				0			0				0			0		0		
11月					0					0				0			0				0			0		0		
12月					0					0				0			0				0			0		0		
合計		0	0	0	0	0	10	4	1	0	15	18	88	113	219	15	0	15	1	0	3	4	21	9	30		283	

2 窃盗犯手口別

罪種別 単月	侵入窃盗					小計	乗物盗				小計	非侵入窃盗								合計	特殊詐欺
	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒し	その他		自動車	オートバイ	自転車	ひったくり		置き引き	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	小計			
1月	1			2	2	5	4	12	10	26		1	1	4	1	10	7	24	55	1	
2月	2				4	6	1	6	16	23		2		7		19	7	35	64	0	
3月					4	4	1	14	6	21			1	1		11	8	21	46	1	
4月	1			1	1	3	3	5	10	18		2	1	5		13	12	33	54	12	
5月						0				0								0	0		
6月						0				0								0	0		
7月						0				0								0	0		
8月						0				0								0	0		
9月						0				0								0	0		
10月						0				0								0	0		
11月						0				0								0	0		
12月						0				0								0	0		
合計	4	0	0	3	11	18	9	37	42	88	0	5	3	17	1	53	34	113	219	14	

犯罪発生状況一覧表 ～港南警察署管内(交番別・一部抜粋)～

1 罪種別

令和7年4月末現在(暫定値・手集計)

罪名別 交番	凶 悪 犯				小計	粗 暴 犯				小計	窃 盗 犯				小計	知 能 犯			小計	風 俗 犯				そ の 他			合 計
	殺 人	強 盗	放 火	不 同 等 意 性 交		暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺		そ の 他	わ い せ つ 不 同 意	公 然		そ の 他	小 計	器 物 損 壊 等	そ の 他	小 計			
上大岡駅前				被害者保護等の観点から非表示	0	6			6	2	27	41	70	4		4	被害者保護等の観点から非表示		3	3	8	4	12	95			
笹下					0				0	3	0	1	4		0			0			0			0	4		
日野					0				0	1	7	12	20		0			0			0	3		3	23		
芹が谷					0	1	2		3	0	9	13	22	3	3			3			0		1	1	29		
南高校前					0		1		1	0	1	0	1		0			0			0		1	1	3		
野庭					0			1	1	2	5	6	13	1	1			1			0	1	1	2	17		
港南台駅前					0	1	1		2	2	22	25	49	2	2			2			0	3	1	4	57		
上永谷駅前					0	1			1	5	15	5	25	2	2			2			0	6		6	34		
日限山					0	1			1	2	0	6	8		0			0			0			0	9		
港南台南				0				0	1	2	4	7	3	3		3			0			0	10				
その他				0				0	0	0	0	0		0		0			0		1	1	1				
合計	0	0	0	0	0	10	4	1	0	15	18	88	113	219	15	0	15	1	0	3	4	21	9	30	283		

2 窃盗犯手口別

罪種 交番	侵入盗					小計	乗物盗				小計	非侵入盗							小計	合計	特殊詐欺
	空	忍	居	金	そ		自	オ	自	職		払	置	部	色	万	そ				
	き	込	空	庫	入		動	ート	転	権		出	引	品	情	引	の				
	巢	み	き	破	の窃盗		車	バイ	車	盗		盗	き	ねらい	ねらい	き	他				
上大岡駅前					2	2	2	12	13	27		4	1	3		21	12	41	70	3	
笹下	1				2	3				0	1							1	4	1	
日野					1	1	2	1	4	7			1	1		7	3	12	20		
芹が谷						0	1	7	1	9			1	5		5	2	13	22	3	
南高校前						0	1			1								0	1		
野庭					2	2	1	2	2	5				5			1	6	13	1	
港南台駅前					2	2		3	19	22			1	2		16	6	25	49	1	
上永谷駅前	3				2	5	2	11	2	15						3	2	5	25	2	
日限山					2	2				0	1			1		1	3	6	8	1	
港南台南					1	1		1	1	2			1				3	4	7	2	
その他						0				0								0	0		
合計	4	0	0	0	14	18	9	37	42	88	2	4	5	17	0	53	32	113	219	14	

5月号

港南警察署からのお知らせ



～ 特殊詐欺等被害の発生状況 ～

港南警察署が認知した特殊詐欺、投資詐欺、ロマンス詐欺の被害の発生状況をお知らせします。(令和7年4月末現在、手集計)

◆ 特殊詐欺発生件数は **51 件**

◇ 被害額は 約 **1 億 5,100 万円**

◆ 投資詐欺発生件数は **9 件**

◇ 被害額は 約 **1 億 800 万円**

◆ ロマンス詐欺発生件数は **9 件**

◇ 被害額は 約 **5,200 万円**



神奈川県警察公式アプリ 『かながわポリス』

神奈川県警察公式防犯アプリ

かながわポリス

身近なエリアの事件・事故等を地図で確認



令和7年2月1日 リリース!!

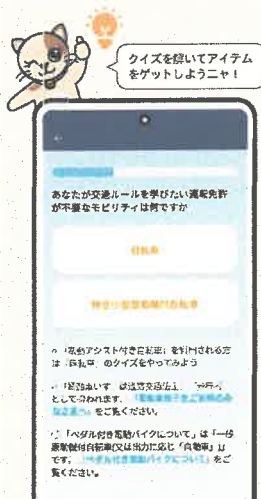
アプリのコンセプトは

「持ち運べる交番」

県民の皆様が、警察が発信する情報を自ら収集・活用し、自分と周りの人を事故や事件から守っていただくことを目的に開発されました。

【様々な機能】

クイズ形式で楽しく
交通ルールを学習



画面と音でちかんと撃退
スマホで防犯ブザーを携帯



家族等にいつでも
位置情報を共有



↑アプリのダウンロードはこちら！

Check!

(利用休止)

3 共様式 11-B

国際電話利用契約の利用休止申込書

国際電話不取扱受付センター 行

国際電話利用契約の利用休止について次のとおり申し込みます。

〈太線枠内にご記入ください。〉

お申込日 年 月 日

利用休止希望電話番号 [注 1] 加入契約電話番号をご記入ください。 なお、付加番号（i ナンバー、ダイヤルイン番号等）のみでは休止になりません。	電話番号は市外局番からはっきりご記入ください。 ※ご契約の通信事業者にかかわらず、携帯電話、050 で始まる I P 電話は対象外です。		
国際電話利用契約者(名義人)のお名前およびご住所 [注 2] 必ず電話加入契約者(名義人)の捺印をお願いいたします。 なお、電話加入契約者が法人の場合は、代表者名の記載および代表者印の捺印をお願いいたします。個人名義の電話を法人がお使いの場合は、社名もご記入ください。	お名前	(フリガナ)	
	ご住所	〒	
ご連絡先電話番号	[注 3] センターからお問合せする際にご連絡できる電話番号をご記入ください。 ()		
利用者のご住所・お名前 [注 4] ご利用者が契約者と異なる場合にご記入ください。	〒		
利用休止対象の会社 (ご指定の会社にレ点チェック又は○で囲んでください) [注 5] 特にご指定されていない場合は、 右の 2 社共ご選択いただいたものとして処理いたします。 [注 6]	☐ ソフトバンク ☐ KDDI		
着信通話規制(停止)の希望 [注 7]	☐ 規制する。 ☐ 規制しない。		

※ ご記入いただきました申込書の記載内容は、国際電話利用休止手続以外では使用いたしません。

[注 6] 上記2社以外で、国際電話サービスの発信利用休止を希望される場合は、各社へ直接お申し込みください。

- ・NTT東日本/NTT西日本：固定電話 および ひかり電話
- ・NTTコミュニケーションズ：IP Voice
- ・光コラボレーションモデルのサービスをご利用の場合は、各光コラボレーション事業者へお問合せください。

[注 7] ・外国からの着信電話の規制（停止）を希望される場合は、「☐規制する。」にレ点チェックをご記入ください。

- この場合「利用休止対象の会社」欄で指定された会社及びNTT西日本 NTT東日本 NTTコミュニケーションズに対して外国からの着信電話が規制（停止）されます。
- KDDIを選択された場合は、着信コレクトコールも規制されます。
- ・外国からの着信電話の規制（停止）を希望されない場合は「☐規制しない。」にレ点チェックをご記入ください。

[センター記入欄] (この欄以下にはご記入なさらないでください。)					S	K
受付年月日	契	業	注	キャリア		
				課		

不取扱受付センター受付番号

No.

～

No.

記入方法の見本

(利用休止)
国際電話利用契約の利用休

はっきりとご捺印ください。

印鑑がない場合は「印」の箇所にご署名ください。

(印鑑も署名もないと申込み受理できません)

国際電話不取扱受付センター 行

国際電話利用契約の利用休止について次のとおり申し込みます。

<太線枠内にご記入ください。>

お申込日

ご記入日をお書き下さい

利用休止希望電話番号

[注1] 加入契約電話番号をご記入ください。
なお、付加番号（iナンバー、ダイヤルイン
番号等）のみでは休止になりません。

注1: 電話番号は市外局番からはっきりご記入ください。

注2: ご契約の通信事業者にかかわらず、携帯電話、050 で始まるIP電話は
対象外です。例) 03 - 1233 - 4567
03 - 1233 - 4568

ヒガシ キョウタロウ

国際電話利用契約者（名義人）の
お名前およびご住所[注2] 必ず電話加入契約者(名義人)の捺印
をお願いいたします。なお、電話加入契約者が法人の場合は、代表
者名の記載および代表者印の捺印をお願い
いたします。個人名義の電話を法人がご使用
の場合は、社名もご記入ください。

東京太郎

東京太郎
印

〒123-4567

東京都新宿区●●町1丁目 2-3

ご住所

ご連絡先電話番号

[注3] センターからお問合せの際にご連絡できる電話番号をご記入ください。
日中連絡のとれるお電話番号と担当者様名をご記入ください

利用者のご住所・お名前

[注4] ご利用者が契約者と異なる場合にご記
入ください。

※ご名義人と利用者様が同じ場合は記入不要です。

利用休止対象の会社

(ご指定の会社にレ点チェック又は○
で囲んでください)[注5] 特にご指定されていない場合
は、右の2 社共にご選択いただいたもの
として処理いたします。 [注6]

着信通話規制（停止）の希望

[注7]



ソフトバンク



KDDI



規制する。



規制しない。

※ ご記入いただきました申込書の記載内容は、国際電話利用休止手続以外では使用いたしません。

※利用休止：上記の2社は、電話ご契約時に、はじめから国際通話をご利用できる電話会
社です。国際電話の利用（発信）を止めるには2社全てをご選択ください。尚、NTT グル
ープとご契約のユーザー様は別途 NTT 様の窓口にて発信休止設定を申込ください。

(ご案内)

※着信通話規制：NTT グループをご利用の方も含め、着信を止めたい場合は、上記2社すべ
てに ☒ をつけて、「☐規制する」をお選び下さい。2社を選択していないと、指定してい
ない会社を経由して着信が入る場合があります。

国際電話利用契約の利用休止申込書のご案内

ソフトバンク株式会社
KDDI 株式会社
NTT コミュニケーションズ株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社

お問い合わせいただきました国際電話利用契約の利用休止申込書をお送り申しあげます。
国際電話の利用休止につきましては、以下の重要事項をよくお確かめのうえ、申込書に必要な事項を記入して国際電話不取扱受付センターまでご返送くださいますようお願い申しあげます。

重要事項

1. お申込みをいただける方は、お申込み対象の電話番号の加入契約者（名義人）にかぎりります。
2. このお申込みにもとづき、国際電話を利用休止とさせていただきます。なお、手続き完了までに若干の日数を要することもございますのでご承知おきください。手続き完了のご確認をなさりたい場合は、お申込書をご返送後10日以降に下記お問合せ先電話番号までお問合せください。
3. 利用休止をお申込みいただいた電話から、あらためて国際電話をご利用いただく場合は、当センターへご連絡ください。利用再開に必要な手続きをご案内いたします。なお、国際電話をご利用いただけるまでに若干の日数を要することもございますのでご承知おきください。
4. 利用休止をお申込みいただいた電話番号（以下、「利用休止申込番号」といいます）が引越し等により変更になる場合、あるいは契約を変更される場合（名義変更、契約会社変更等）で、引き続き利用休止をご希望の場合は、再度利用休止の手続きが必要となりますので、必ず当センターへご連絡ください。なお、お客様が引越し等により利用休止申込番号を利用されなくなった場合に、利用休止が解除されないまま利用休止申込番号が別のお客様に割り当てられますと、別のお客様が国際電話を利用できない事態が発生いたします。利用休止解除漏れを防ぐため、当センターまでご連絡ください。
5. 各社とNTT東日本・NTT西日本は利用休止申込番号に関する移転・解除等、異動の有無に関する情報を双方に提供することに同意いただきます。

このお申込に関してご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

国際電話不取扱受付センター

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1 丁目 20 番 1 号 オリックス不動産西新宿ビル
電話番号 **0120-210364**（通話料無料 取扱時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで）
ファクシミリ **0120-210535**

間違い電話はご迷惑をおかけしますので、お気をつけてダイヤルしてください。

各社のお問合せ先電話番号

電話会社	お問合せ先電話番号
ソフトバンク	0120-0088-82（無料）
KDDI	0077-777（無料）

各社の発信規制受付先等

電話会社	電話番号・WEB サイト等
NTT東日本	・フレッツ光・ひかり電話ご利用の場合：0120-116116（無料） ・固定電話ご利用の場合：116<携帯電話からは0120-116-000>（無料） 東日本HP 国際通話等防止（規制）に関するお知らせ https://web116.jp/2024ikou/kokusai_kisei.html
NTT西日本	・フレッツ光・ひかり電話ご利用の場合：0120-116116（無料） ・固定電話ご利用の場合：116<携帯電話からは0800-2000116>（無料） 西日本HP 国際通話等防止（規制）に関するお知らせ https://www.ntt-west.co.jp/denwa/2024ikou/kokusai.html
NTTコミュニケーションズ	・「Arcstar IP Voice」ご利用の場合：「NTTコミュニケーションズ ビジネスポータル」 https://b-portal.ntt.com/login/?next=/ ・「Arcstar IP Voice（ひかり電話アドバンスタイプ/ひかり電話タイプ）」ご利用の場合：NTTコミュニケーションズの営業担当者または「NTTコミュニケーションズ ビジネスポータル」 https://b-portal.ntt.com/login/?next=/ の「変更/廃止のお申し込み」

※光コラボレーションモデルのサービスをご利用の場合は、各光コラボレーション事業者へお問合せください。

のりしろ (ウ)

③ 山折り

のりしろ (イ)

1608790

107



差出有効期間
2025年12月
17日まで
(切手不要)

東京都新宿区西新宿一丁目二〇番一号
オリックス不動産西新宿ビル2階
アルティウスリンク株式会社
取扱受付センター
国際電話不取

② 山折り

④ 折って開く

のりしろ (エ)



のりしろ (オ)

① 山折り

のりしろ (フ)

令和7年5月

交番速報

**日野交番・日限山駐在所
の運用を再開します!**

建替え工事のため、運用を停止しておりましたが

令和7年5月23日(金)

午前10時から

運用を再開いたします。



地域住民の皆様には、長期間にわたりご迷惑をおかけいたしました。

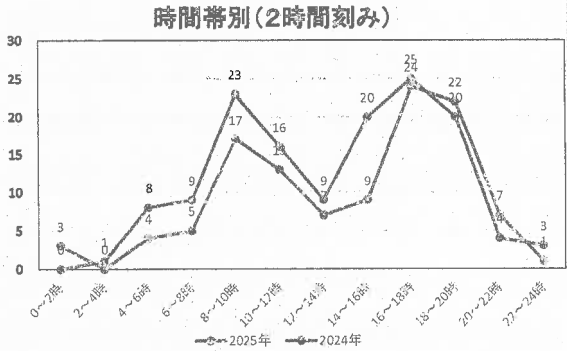
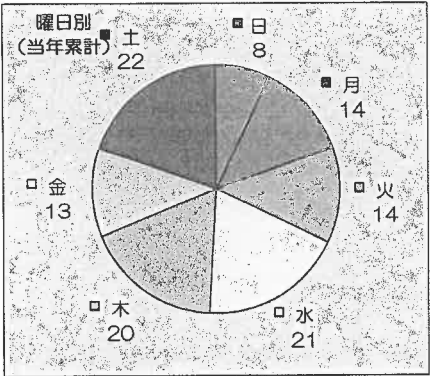
港南警察署
045-842-0110

港南警察署交通事故発生状況

2025年5月1日
現在（概数）

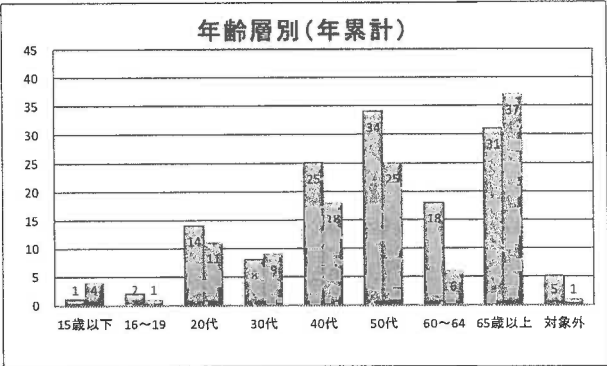
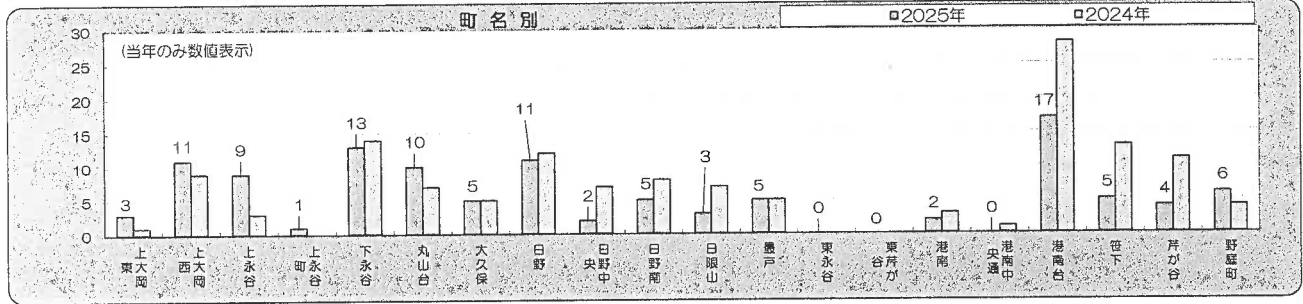
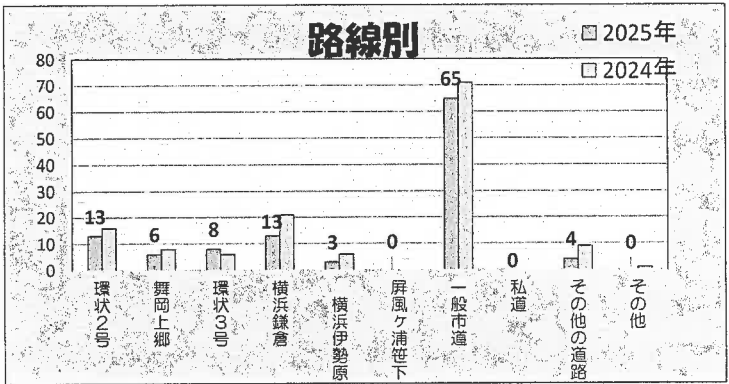
神奈川県内		件数	死者	負傷者
月				
4月中		1,721	10	1,995
前年比		+67	+3	+59
年累計		6,685	53	7,736
前年比		-30	21	-73

港南区		件数	死者	負傷者
月				
4月中		25	0	25
前年比		-13	±0	-21
年累計		112	0	124
前年比		-26	0	-35



関係事故		二輪車関係	自転車関係	高齢者関係	子ども関係
月					
4月中		7	5	9	1
前年比		-1	-1	-3	+1
構成率		28.0%	20.0%	36.0%	4.0%
年累計		27	21	54	6
前年比		-18	+2	+4	+1
構成率		24.1%	18.8%	48.2%	5.4%

状態別	人対車両				車両相互						車両単独	合計
	横断歩道上	歩道外	その他	計	正面衝突	追突	出会い頭	右左折	その他	計		
4月中	3	1	2	6	0	6	1	5	6	18	1	25
前年比	+3	±0	+1	+4	-1	-8	-3	-2	-2	-16	-1	-13
構成率	12.0%	4.0%	8.0%	24.0%	0.0%	24.0%	4.0%	20.0%	24.0%	72.0%	4.0%	100%
年累計	16	7	9	32	2	20	18	16	23	79	1	112
前年比	+5	+1	-4	+2	±0	-18	+11	-7	-8	-22	-6	-26
構成率	14.3%	6.3%	8.0%	28.6%	1.8%	17.9%	16.1%	14.3%	20.5%	70.5%	0.9%	100%



令和7年4月 火災・救急の概況

(速報値)

		港南区			横浜市			
		令和7年	令和6年	増減	令和7年	令和6年	増減	
火災	火災件数		11	8	3	301	232	69
	種別	建物火災	9	7	2	189	161	28
		林野火災	-	-	-	-	-	-
		車両火災	1	-	1	17	21	-4
		船舶火災	-	-	-	-	-	-
		その他の火災	1	1	-	95	50	45
	損害程度	焼損床面積(㎡)	102	220	-118	2,204	2,288	-84
		死者(人)	-	-	-	12	13	-1
		負傷者(人)	2	2	-	45	44	1
	主な原因	放火(疑い含む)	2	-	2	62	27	35
		たばこ	2	2	-	58	40	18
		ストーブ	2	1	1	12	15	-3

火災以外	その他災害	359	358	1	6,133	6,015	118
------	-------	-----	-----	---	-------	-------	-----

救急	救急件数		5,009	5,021	-12	82,076	82,817	-741
	種別	急病	3,387	3,493	-106	57,661	58,565	-904
		交通事故	139	131	8	2,807	2,840	-33
		一般負傷	975	937	38	14,864	15,278	-414
		その他	508	460	48	6,744	6,134	610
	出場形態	消防車＋救急車 の連携した件数	268	281	-13	4,366	4,348	18
		ミニ消防車＋救急車 の連携した件数	138	120	18	2,643	2,378	265

【熱中症を予防しましょう！】

熱中症は、梅雨入り前の5月頃から発生し、暑い日が続いてくると多発する傾向があります。気温が高いなどの環境下で、体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。

身体がまだ暑さに慣れていない梅雨の時期は、蒸し暑い日、風が弱い日、日差しが強い日等が増加する傾向がありますので、こまめに水分を取り、室温を適切に調節し、熱中症の予防に努めましょう。



令和7年度港南区防火ポスターコンクール募集案内

ほうかほすたーさくひんぼしゅう

防火ポスター作品募集

れいわねんどぜんこくとういつほうかひょうご
令和7年度 全国統一防火標語

いそひあしとひとじゅんび
「急ぐ日も足止め火を止め準備よし」

1 応募できる期間

令和7年6月2日（月）から令和7年8月29日（金）まで

2 応募ができる人

港南区に住んでいる小学生、または、港南区内の小学校に通学している小学生のみなさん。

3 ポスターの書き方

- (1) 火事を防ぐための絵や、火事の怖さをあらわしたのなどにしてください。
- (2) 上記の防火標語を参考にして、標語や文字については自由に書いてください。
- (3) 色は自由とし、絵の具、色鉛筆、クレヨンなどを使ってください。
- (4) テレビ、アニメなどのキャラクターを使うことはできません。

4 ポスターの出し方

- (1) 応募用紙と画用紙は、港南消防署と港南区内の各消防出張所にありますので、近くの消防署・消防出張所まで取りに来てください。
- (2) 作品（ポスター）の裏に名前を書いて、応募用紙と一緒に近くの消防署・消防出張所に出してください。（消防出張所では、災害などで留守にする場合があります。）

5 ポスター展を行います

- (1) 京急百貨店 10階レストラン（10月23日（木）から10月29日（水）まで【予定】）
- (2) ミオカ2階通路（11月7日（金）から11月13日（木）まで）
- (3) 港南区役所 1階ホール（12月18日（木）から12月24日（水）まで）

6 その他

- (1) 応募いただいた作品（ポスター）は、お返しできませんが、返却を希望する場合は、お知らせください。
- (2) 「防火ポスターコンクール」を行い、優秀作品の表彰を行います。
- (3) 入賞作品を集めた「防火ポスター」を作成します。



令和6年度
防火ポスターコンクール最優秀作品



＜お近くの消防署・消防出張所＞

・港南消防署	（港南 4-2-10）	045-844-0119
・芹が谷消防出張所	（芹が谷 1-11-15）	045-822-0119
・野庭消防出張所	（野庭町 638-2）	045-845-0119
・港南台消防出張所	（港南台 8-4-12）	045-834-0119
・上永谷消防出張所	（丸山台 3-6-1）	045-841-0119

【 問い合わせ先 港南消防署 総務・予防課予防係 045-844-0119 】
（ 受付時間： 平日 9:00～17:00 ）

港南区防火ポスター

～ 令和6年度 防火ポスター展入賞作品 ～



【優秀賞】



【最優秀賞】



【優秀賞】



【港南区長賞】



【港南区連合町内会長連絡協議会会長賞】



【港南消防団長賞】



【港南火災予防協会会長賞】



【港南区子ども会連絡協議会会長賞】



【港南火災予防協会会長賞】

令和6年度 全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

港南消防署・港南消防団・港南火災予防協会

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

令和 7 年 2 月の市連会定例会にてご報告させていただきました民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項

(1) 推薦準備会の開催

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦

(3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

<手続きの流れ>

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	6 月から 8 月にかけて、各地区で開催をお願いします。 ※具体的な推薦手続については、5～6 月に各区福祉保健課から自治会町内会長、地区連合町内会長あてご案内いたします。	
書類の提出	候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。	
委嘱日	令和 7（2025）年 12 月 1 日	

4 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 地区で推薦準備会※を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。

【負担軽減・活動支援策】

※令和7年12月の一斉改選より、以下の条件を満たしたとき、(連合)地区推薦準備会の設置を省略することが可能(設置も可能)となります。なお、民生委員で候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、地区推薦準備会の設置を省略することが可能

- ① 全候補者が現任の民生委員(主任児童委員)で健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ② 自治会町内会等(地区連合自治会町内会等)の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意している
- ③ 地区民児協の代表が現任の民生委員(主任児童委員)を候補者として推薦することに同意している

- (2) 候補者の選考にあたっては、資格要件(適任者、年齢要件、居住要件(資料4参照))をご確認ください。

【年齢要件の特例について】

※民生委員については、令和7年12月の一斉改選より、候補者の選出が困難な場合に限り、1期(3年間)のみを再任期間として、75歳以上の方とすることができます。(条件あり)

【条件】下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。

- ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ②自治会町内会の代表(会長)の同意がある
- ③地区民児協の代表(会長)の同意がある

※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める

- (3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。

- (4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会(地区連合町内会)の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

5 チラシのご活用について(資料6)【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介しますチラシ「やってみませんか?民生委員・児童委員」を令和7年1月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

6 バトンタッチサポーター(仮称)について(資料7)【負担軽減・活動支援策】

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター(仮称)制度を導入します。

7 添付資料

- (1) 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程(資料1)
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦(委嘱)の手続図(資料2)
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動(資料3)
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続(資料4)
- (5) 令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数 一覧(資料5)
- (6) 「やってみませんか?民生委員・児童委員」チラシ(資料6)
- (7) バトンタッチサポーター(仮称)制度について(資料7)

担当:健康福祉局地域支援課 阿部、下山

TEL:671-4046、FAX:664-3622

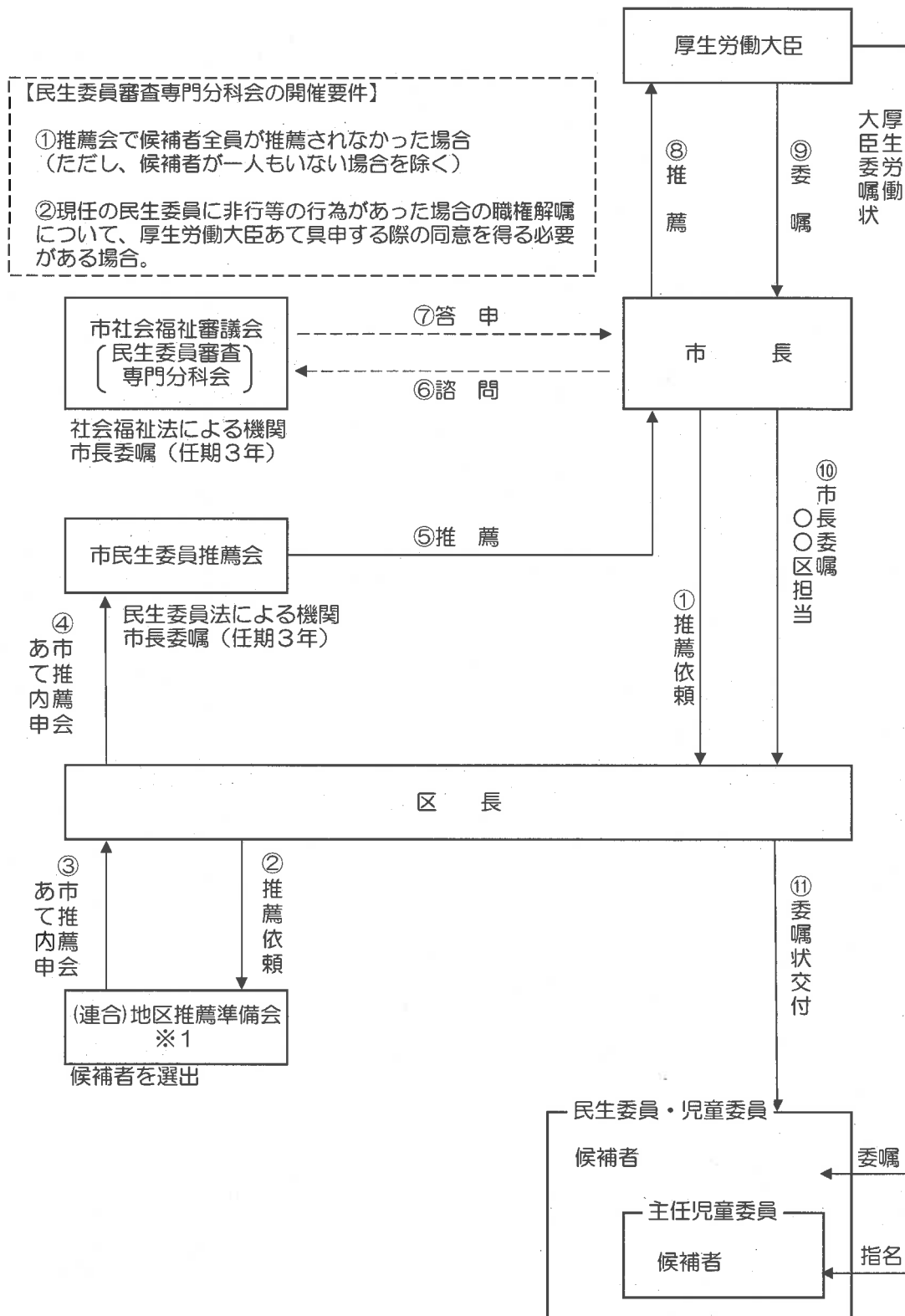
Email:kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

資料1

令和7（2025）年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7（2025）年12月1日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期…令和7（2025）年12月 1日から 令和10（2028）年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催
8月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬 中旬 下旬	
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和7(2025)年12月1日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



※1 全ての候補者が現在の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表及び地区民児協の代表が、現在の民生委員（主任児童委員）を候補者として再び推薦することに同意している場合は、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することができます。なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置は省略できません。

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 8,500 円 （令和 7 年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

【会費の内訳・使途】

項目	金額（円）	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共励事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関ブロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関ブロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
港南区社会福祉協議会会費	1,000	区社会福祉協議会会費に充当
合計	8,500	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	①適任者 18 歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 - 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 - その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 - 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方	
②年齢要件 (基準日) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日		
③居住要件		
2. 任期	◆新任 68 歳までの方 (昭和 31 年 4 月 2 日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74 歳(昭和 25 年 4 月 2 日以降出生)までの方とすることが可能です。 ◆現任・元職 74 歳までの方 (昭和 25 年 4 月 2 日以降出生) ※現任について、選出が困難な場合に限り、1 期(3 年間)のみを再任期間として、75 歳以上の方とすることができません。(条件あり) 【条件】 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表(会長)の同意がある ③地区民児協の代表(会長)の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。	

3. 推薦主体 ①設置の単位 ②構成 ③構成員 (推薦人)	地区推薦準備会 主に自治会町内会を単位とします。 推薦人5～10人 自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>	連合地区推薦準備会 主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。) 推薦人5～10人 地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u>
	民生委員・児童委員、主任児童委員共通	
4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催	令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等の代表（地区連合自治会町内会等）及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略することとしています。 なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。 開催までの準備 地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。 履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。 ・推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。 ・開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。	

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

！会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。！

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

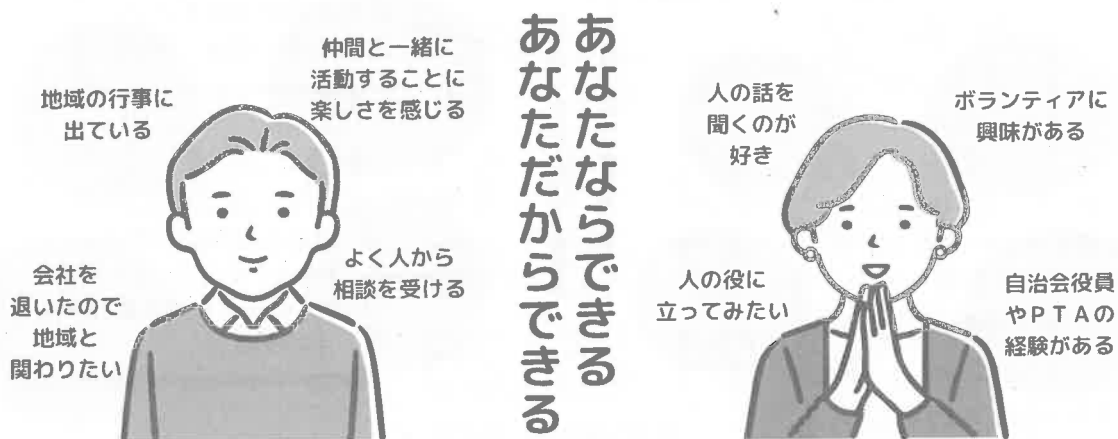
- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,214	886	3,027	3,913	530	22	469	491	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	96	136	24	0	23	23	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

\やってみませんか？/ 民生委員・児童委員



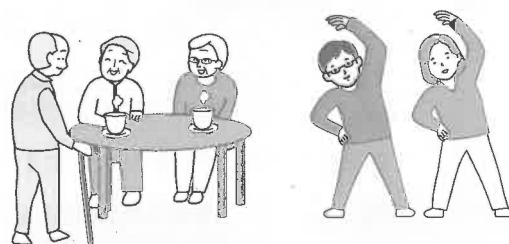
横浜市では、約4,400人の民生委員※が地域を支えています
※主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます

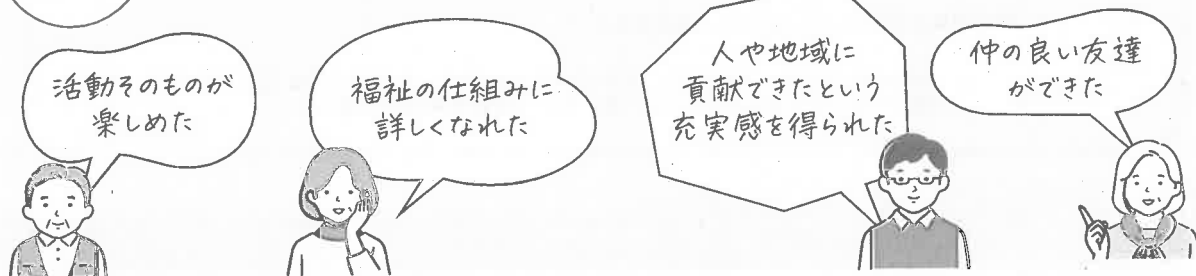


仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの





具体的には
こんな感じです

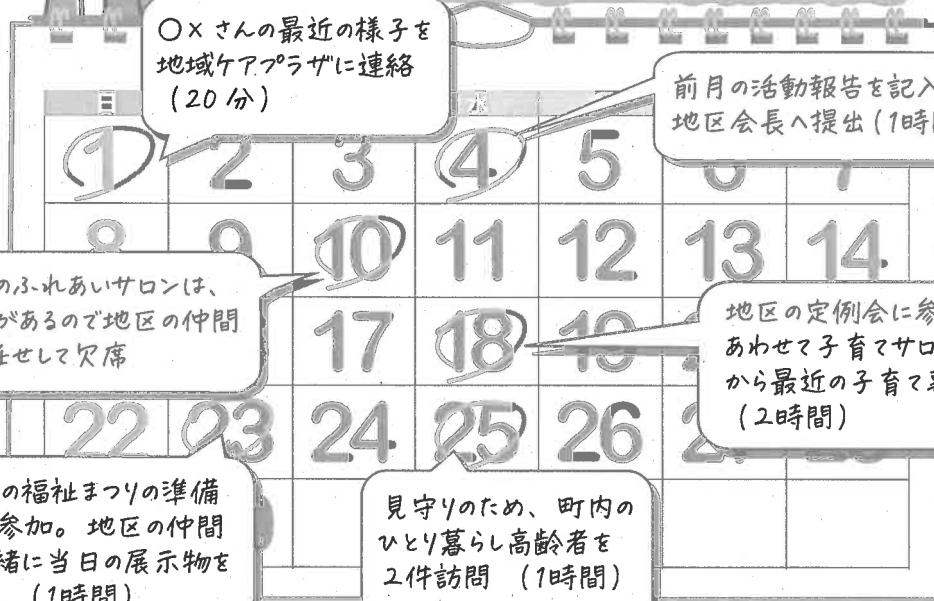
見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例



〇×さんの最近の様子を
地域ケアプラザに連絡
(20分)

前月の活動報告を記入し、
地区会長へ提出(1時間)

〇〇のふれあいサロンは、
私用があるので地区の仲間
にお任せして欠席

地区の定例会に参加。
あわせて子育てサロン代表
から最近の子育て事情を聞く
(2時間)

来月の福祉まつりの準備
会に参加。地区の仲間
と一緒に当日の展示物を
つくる(1時間)

見守りのため、町内の
ひとり暮らし高齢者を
2件訪問(1時間)

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかととても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！
決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、
ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、
できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。
報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。
児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課(TEL 045-)へご相談ください。

令和7年1月発行

バトンタッチサポーター（仮称）制度について

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間（12月～3月）、新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

	説 明
目的	退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐことで、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える。（希望地区）
対象者	直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員（以下「民生委員等」という） （欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員（退任者）や地区民生委員児童委員協議会会長（退任者）が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。）
活動内容	①現任の民生委員等が受けた相談に対する <u>助言</u> ②担当地域の児童や高齢者等への訪問の <u>同行（引継ぎ）</u> ③関係機関との <u>引継ぎ</u> ④地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）の運営等に対する <u>サポート</u> ⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動
期間	一斉改選年の12月1日から翌年3月31日までの4か月間
位置 ^付	健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。（活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」（携帯用、氏名・公印入）をお渡しします。）
配置基準	退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。

※今回の取組実施後は、次期改選時（令和10年度）に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。

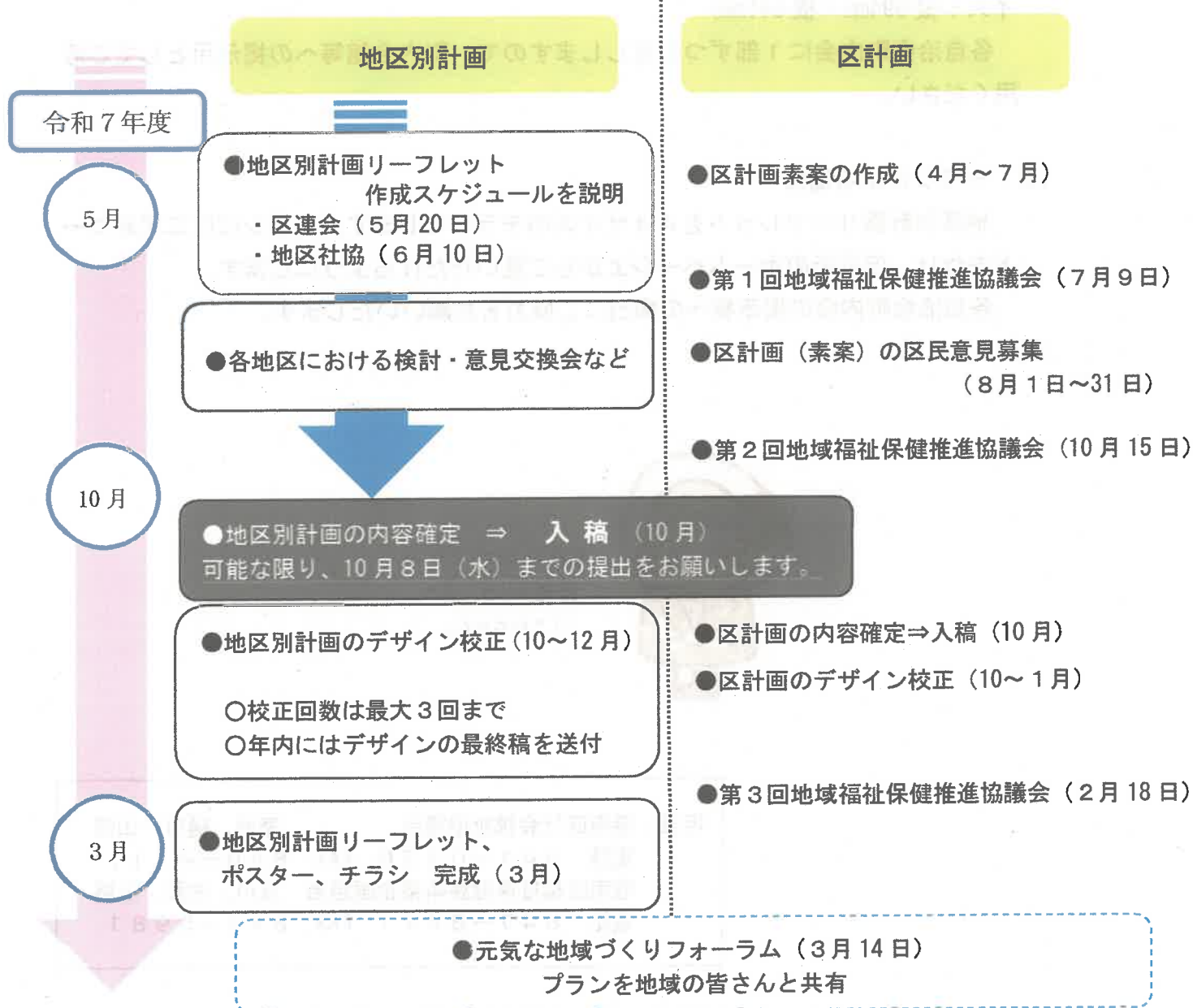


第 5 期港南ひまわりプランの策定に向けて

第 5 期港南ひまわりプラン（港南区地域福祉保健計画）につきましては、昨年度より各地区にて計画策定に向けた取り組みを進めていただいているところですが、10 月の内容確定後、リーフレットの作成を行う予定です。ついては、リーフレット作成スケジュール等についてお知らせいたします。

なお、リーフレット作成における留意点については、地域支援チーム（区、区社協、地域ケアプラザ）よりお伝えいたしますので、地区別計画策定の会議等でお尋ねください。

■地区別計画リーフレット等の作成スケジュール



■地区別計画の周知について

地区別計画のリーフレットは、令和7年度印刷分として年度末までに各地区200部ずつ作成する予定です。

送付先については、各連合町内会ごとに、別添「第5期港南ひまわりプラン 地区別計画リーフレット送付先アンケート」を6月の区連会までに福祉保健課事業企画担当へご提出ください。

また、5期計画については、区役所のホームページで公表するほか、以下の方法で周知を図っていきます。

(1) ポスターによる周知

地区別計画リーフレットをA1サイズのポスターにします。ポスターには二次元コードを付け、区役所のホームページ上からご覧いただけるようにします。(A1サイズ：縦594mm×横841mm)

各自治会町内会に1部ずつお渡ししますので、町内会館等への掲示用としてご活用ください。

(2) チラシによる周知

地区別計画リーフレットをA4サイズのチラシにします。チラシには二次元コードを付け、区役所のホームページ上からご覧いただけるようにします。

各自治会町内会の掲示板への掲出にご協力をお願いいたします。



港南ひまわりプラン
推進キャラクター
「こなちゃん」

担当：港南区社会福祉協議会	室井、樋口、山崎
電話：841-0256	FAX：846-4117
港南区福祉保健課事業企画担当	及川、佐藤、小堺
電話：847-8441	FAX：846-5981



地区別計画リーフレット送付先アンケート

希望先に○	地区別計画リーフレットの送付先	送付部数
	【 】地域ケアプラザ	部
	【 】町内・自治会館	部
	その他（ ）	部

- 連絡先： _____

令和7年 5月20日

地区連合町内会長・自治会町内会長 各位

港南区地域力推進担当課長

自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣について（依頼）

港南区では、自治会町内会の運営上の課題の解決や活動の活性化などの支援をするため、地域の課題解決に取り組む意欲がある自治会町内会へのアドバイザー派遣事業を行っています。

令和7年度の派遣先自治会町内会（4団体程度・先着順）を募集しますので、積極的な活用について御検討いただき、派遣を希望される場合は別紙申込書をご提出ください。

派遣にあたり御不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

【派遣対象】

自治会町内会

【募集締切】

令和7年12月26日（金）

※アドバイザーの派遣回数は2回程度を想定していますが、詳細は御相談の上、決定させていただきます。

担当：港南区地域力推進担当 綱島、長尾

TEL：847-8383 FAX：842-8193

Eメール：kn-chiiki@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 港南区 自治会町内会の課題解決に向けた アドバイザー派遣事業

募集のお知らせ(4地区程度)

地域で困っていること、
みんなで解決出来たら嬉しいよね
たとえば、、、



回覧をLINE（ライン）にしている
自治会があると聞いたけど、
どうやっているのかな？

町内会の行事の準備に、若い人に関わって
もらいたいけど、うまくやっているところは
ないのかな？



他の地域の取組事例の紹介や、専
門家による情報提供を通して、
地域での「困りごと」を
解決するお手伝いをします！



具体的な進め方

STEP 1 状況の聞き取り

まずは担当職員がお悩み事の背景や現状、お知りになりたいことなどのお話をうかがいます。



STEP 2 アドバイザーの決定、派遣

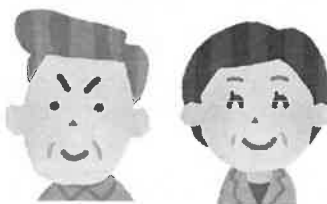
お悩みの内容とご希望を考慮し、派遣するアドバイザーを決定します。
決定後、日程等を調整の上、アドバイザーを派遣します。

こんな人がこんなアドバイスします

まちづくりコーディネーターなどの
専門家



地域活動をしている人



他地区の事例や解決策の共有など

同じようなお悩みを
解決した時の経験談の共有

アドバイスを今後の地域活動に活かしていきましょう！
疑問に思うこと、困ったことなどありましたら、
地域力推進担当までお知らせください。



みんなで協力して、
ステキなまちに！

令和6年度 アドバイザー派遣事業実績

(1) 震災時の在宅避難者生活者に対する自治会の支援内容の検討

派遣先：港南つつじが丘自治会（日野南連合）

アドバイザー：NPO法人かながわ311ネットワークより2名

派遣回数：2回

内容：発災時の状況の推移や在宅避難に関する情報提供

(2) 大久保最戸地区まちづくり会議への講師派遣

派遣先：大久保最戸連合

アドバイザー 川辺 裕子氏（「さわやか港南」理事長、さわやか福祉財団インストラクター、NPO法人「都市防災研究会」代表理事）

派遣回数：1回

内容：地域のつながり作りの大切さに関する講演に登壇

(3) 自治会町内会活動における個人情報の取り扱いについて ほか

派遣先：野庭団地第12住宅自治会（野庭団地連合）

アドバイザー：港南区地域振興課職員

派遣回数：1回

内容：個人情報の取り扱いに関する情報提供



令和7年度の派遣先自治会町内会（4団体程度）を募集しますので、ぜひ御活用ください。

お申し込みは別添えの申込用紙にてお願いいたします。

その他ご不明な点は何でもご相談ください。

【派遣対象】

自治会町内会

【募集締切】

令和7年12月26日（金）

問合せ先：港南区地域振興課地域力推進担当

電話 847-8383/FAX 842-8193

メール kn-chiiki@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 自治会町内会の課題解決に向けたアドバイザー派遣 申込書

令和7年 月 日

申込者名	
連合名	自治会町内会名 役職
代表者名（申込者と異なる場合）	
住所 港南区	
電話番号（日中連絡かつきやすい番号）	メールアドレス
申込理由（お悩みの内容など）を簡単にご記入ください。お申込み後に職員がお話をうかがいますので、空欄のままでも構いません。	

連絡先・申込先

港南区地域力推進担当 綱島、長尾

電話 847-8383 FAX842-8193 メール kn-chiiki@city.yokohama.lg.jp

IV 目標達成に向けた組織運営

- **地域に寄り添った組織運営！**
地域に寄り添う姿勢を大切に、組織の壁を越えて協力し合えるチーム港南として、庁内横断的に目標達成・地域課題の解決に向けてスピード感を持って取り組みます。
- **データの基づいた施策展開！**
各種データを活用し、施策の質の向上と事業の創造・転換に積極的に取り組みます。
- **人材育成・働き方改革の推進！**
個々の能力を存分に発揮し、チャレンジできる・働きがいのある職場づくりによりモチベーションを高め、皆さまに信頼される人材を育成します。また、効率的な働き方に取り組み、働き方改革を推進します。
- **区民の皆さまに「伝わる」情報発信！**
イベントや事業等の取組のほか、区民生活に必要な情報を区民の皆さまにお届けします。



栗原区長

チーム港南で、区民の皆さまとことん向き合っています！

総務課	区政推進課	地域振興課	地域力推進担当
チーム港南のパフォーマンスを高め、区民の皆さまの安全・安心をしっかりとお守りしていきます。	「伝わる広報」「ずっと住み続けられるまちづくり」「あったかデジタル港南の推進」に取り組みます。	自治会町内会や地域で活動する皆さまと共に、住み続けたい地域づくりを進めていきます。	地域に積極的に向き合い、地域活動者と顔の見える関係を構築し、地域支援を進めます。
戸籍課	税務課	区会計室	福祉保健課
私たちの取扱う公証は、区民生活の根幹をなすことを意識し、親切・丁寧・正確な対応を行います。	丁寧な説明を心掛け、公平公正で適切な賦課徴収事務を行い、区民の皆さまから信頼される税務行政を目指します。	会計事務を迅速・正確に行い、職員の会計知識向上を図りながら、各課の事業をサポートします。	「健康アクションこうなん5」「ふだんの暮らしをシェア」を合言葉に、見守り・支えあえる持続可能な地域づくりを推進します。
生活衛生課	高齢・障害支援課	こども家庭支援課	市立保育園(3園)
相談しやすい身近な組織として、地域の皆さまが安全で衛生的に暮らせる生活環境の実現を支援します。	高齢の方や障害のある方が安心して自分らしく過ごせるよう、思いに寄り添った支援を進めます。	こどもたちの健やかな育ちを支えるために切れ目ない支援を行うとともに、「子育てにやさしいまちづくり」を区民の皆さまと一緒に進めます。	安心安全な保育環境を整え、一人ひとりを大切に保育します。地域の方々とともに、こどもの育ちと子育てに寄り添いながら、支えます。
生活支援課	保険年金課	港南土木事務所	港南図書館
生活にお困りの方に寄り添い、的確な支援を行うとともに、就労支援や子どもたちの学習支援も進めます。	暮らしを支える保険年金制度であることを意識し、一人ひとりの気持ちに寄り添い正確かつ丁寧に対応します。	日頃から災害に備えるとともに、道路・下水道・河川・公園の維持管理に取り組み、安全・安心なまちづくりを進めます。	港南区読書活動推進目標に基づき、区民の皆様だれもが、読書に親しみ、楽しめるような取組を進めます。

「はっちサテライト」が開所しました

利便性の良い港南台駅前のショッピングセンターに、お子さんと安心して過ごせる居場所「はっちサテライト」が3月に開所しました。

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などの子育て支援を実施しています。周辺にお越しの際は、ぜひお気軽にお立ち寄りください。



SDGs

～「誰一人取り残さない」社会を目指して～



「SDGs(エスディー・ジーズ)」は、「誰一人取り残さない」を基本理念とする国際目標です。

この基本理念は基礎自治体にもあてはまる考えであり、港南区としてもSDGsの17の目標を意識し、あらゆる施策に取り組んでいます。

● 横浜市は「特別市※」を目指しています！！ ●

※「特別自治市」の通称として、「特別市」を使用しています。

令和7年度 港南区運営方針

I 基本目標

愛あふれる♡ふるさと港南に

- ◇ 地域の皆さまと協働でつくる「安全で誰もが安心して元気に暮らせるまち」
- ◇ 区民生活の基本となる「行政サービスを正確・丁寧に提供する区役所」

II 目標達成に向けた施策

● 地域の皆さまと協働で進める地域づくり

地域の皆さまと共に策定した「第4期港南ひまわりプラン(地域福祉保健計画)」の推進と次期プランと一緒に作りあげていく過程を通じて、幅広い世代や事業者にも地域活動の輪を広げ、地域の中で見守り、支えあい、誰もがいきいきと暮らしていくことができる「協働による地域づくり※」を進めます。

※「協働による地域づくり」とは？
地域住民が地域課題の解決に向けて取り組む活動において、自分たちでできることは自分たちで行い、地域住民だけでは対応できない課題がある場合は、行政等がともに考え支援することで地域課題の解決につなげ、より住みやすいまちづくりを進めること。

● 区民の皆さまに寄り添う身近な区役所の運営

区民生活の基本となる手続きや相談について、お一人おひとりの気持ちに寄り添いながら、正確・丁寧で満足度の高い行政サービスを提供します。

● 「あったかデジタル 港南」の推進

デジタル区役所モデル区の経験を活かし、デジタルツールの活用により区民の利便性向上や区役所業務の効率化を図ります。取組によって生み出した時間が、対面での応対や地域とのコミュニケーションにつながる、あったかい区役所づくりを進めます。

地域・企業・行政の連携により「協働による地域づくり」を推進します！

昨年12月に災害時協力事業所登録制度を創設し「こうなん災害時協働隊」が発足しました。災害が発生した際に、企業も地域の一員として、できる範囲で協力してもらうことを目的とし、地域への共助活動として貢献していただく制度です。

「新たな横浜市地震防災戦略」に基づき、「自助・共助」のさらなる推進を図るとともに、これまで取り組んできた事業も活用しながら、地域・企業・行政が連携し、共に考え行動する、協働による地域づくりを推進していきます。

III GREEN×EXPO 2027に向けた機運醸成の取組等

GREEN×EXPO 2027は、私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際園芸博覧会です。

2027年3月の開催に向け、区役所窓口やイベント等の区民との接点を周知啓発・機運醸成のチャンスと捉え、区内全課全職員で取り組みます。

また、自治会町内会をはじめとする、関係団体や施設の協力を得ながら地域からの機運醸成により、市全体の盛り上がりにつなげていきます。

自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え「人々の環境への意識は2027年の横浜から変わった」と言われるよう、準備を進めていきます。あわせて、特別市など市の重点施策に港南区全体として取り組みます。



【参考】主な事業・取組

施策1 安全・安心のまちづくり

●災害に強いまちづくり

- ・災害時協力事業所登録制度の取り組みを通じて、事業所・地域・区役所の連携を推進します。【新規】
- ・擁壁や斜面などの維持管理等に不安のある所有者のために、区独自にがけ地相談会を開催します。【新規】
- ・子育て世帯に向けた防災教室やイベントを開催します。

●防犯・交通安全の推進、子どもの見守り

- ・交通事故を防ぐため、通学する児童自らが考え安全行動をとれるよう、通学路に即した実践的な交通安全対策を検討します。【新規】
- ・登下校時（8時頃と3時頃）に子どもを見守る環境づくりを行う「港南ひまわり83（ハチサン）運動」を地域全体で進めます。

●安全で快適な生活の推進

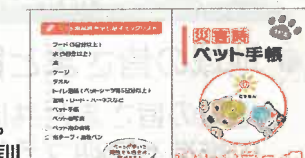
- ・高齢者向けの配食サービスやこども食堂等への衛生教育を実施します。
- ・防災拠点に対し、ペットの一時飼育場所開設キットの配付や同行避難訓練の支援、講話、ペット手帳を活用した啓発を行います。



《ひまわり防災ツアーイベント》



《地域イベントで83運動啓発を行う様子》



《災害時ペット手帳》

施策2 子育てにやさしいまちづくり

●切れ目のない子育て支援

- ・子育てを楽しく安心して行うためのサポートとして、子育て中の人や地域の支援者に対して、育児スキル向上プログラムを開催します。
- ・子育て世帯がより手軽に地域の子育て支援情報を入手できるよう、「港南区子育てサイトここなび」を通して情報発信します。

●青少年の健全育成

- ・「こうなん子どもゆめワールド」や「ひまわりミュージックフェスタ」の開催を支援するなど、青少年に多世代交流や発表の場を提供します。
- ・デジタルを活用して誰でも・どこからでもゆめワールドに参加できる「メタバース会場」を併設して、会場に直接来場できない方も楽しむことができる取組を進めます。

●区役所「ii-BASHO（良い居場所）」づくり

- ・区役所に来庁された皆様に、港南区により親しみを感じていただくとともに、特に子育て世代の皆様には「子育てにやさしいまち」と感じてもらえる機会となるよう、区役所空間の活用を推進します。【新規】



《港南区子育てサイト「ここなび」》



《ゆめワールドで躍動する子どもたち》

施策3 見守り・支えあいのまちづくり

●地域での見守り・支えあい、障害理解の啓発

- ・「港南ひまわりプラン」の策定・推進に地域と共に取り組みます。
- ・障害に対する理解向上を図るため、啓発動画を発信します。また民間企業向け障害理解啓発講座等を開催します。【新規】

●自治会町内会活動支援、協働による地域づくりの推進

- ・自治会町内会の運営のサポートを行います。
- ・地域が取り組む子育て支援の活動を発信し、子育て世代が、地域活動に関心を持つきっかけを提供します。【拡充】



《しゃべっCiao♪の様子》

施策4 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくり

●高齢者が自分らしく暮らせるような支援

- ・見守り協力事業者を対象とした認知症サポート養成講座及び認知症VR体験研修会を実施し、協働による認知症高齢者への見守りを強化します。【新規】
- ・買い物が困難な高齢者等の支援を目的として、事業者と地域が連携した移動販売を支援します。

●地域での文化・スポーツ振興

- ・文化芸術に触れる機会を幅広い世代の方に提供するために、区役所1階区民ホール等を活用し、子どもから大人まで参加できる文化・芸術イベントを実施します。

●第3期健康横浜21の推進

- ・健康経営に取り組む事業所の活動支援、活動紹介等を行うことにより、働き世代の健康づくりを進めます。
- ・区内健康づくり関連施設や活動等を掲載したお役立ち情報を作成・WEB掲載します。【新規】



《区民ホールを活用した音楽コンサート》



《事業所向け健康出前講座》

施策5 住み続けたいまちづくり

●街並みの美化

- ・河川のクリーンアップやGREEN×EXPO 2027開催に向け区内作業所等と連携した花植え等【新規】、地域の中で美化活動する皆さまの取組を支援します。

●歩行者の安全に配慮したまちづくり

- ・公道の階段における手すりの補修を行うことで、安心して外出できる環境づくりを進めます。
- ・子どもたちの安全を確保するため、通学路の安全施設や路面表示の新設・補修を進めます。

●温暖化対策の推進

- ・地産地消の普及啓発や港南区産野菜の周知を図るため、取組を紹介する動画を作成し区内行政情報スポットやHP等で放映します。【拡充】
- ・また、区民利用施設の照明をLED化し、脱炭素化を推進します。

●わかりやすい情報提供

- ・WebサイトやSNS、地域情報誌による情報発信や動画を活用したコンテンツの提供などにより、利用者目線で区政情報や生活に必要な情報をわかりやすく、タイムリーに発信します。



《川のクリーンアップ》



《港南区産野菜の直売会》

区役所での待ち時間を減らします！

港南区役所では、あったかデジタル港南の取組として事前WEB発券と混雑状況の確認を導入しています。

事前WEB発券は、スマートフォンでどこからでも手続きしたい窓口（※区内5課）の発券ができます。混雑状況、呼び出し状況もスマートフォンで確認できるため、順番が近づいてきたら来庁し、チェックインをすることで、短い待ち時間で手続きができます。区役所でお手続きをする際は、ぜひご利用ください。



事前WEB発券
混雑状況確認



横浜の未来を用意する ― 特別市の法制化へ

いまこそ、進化を選ぼう。

私たちを縛る古い枠組みを取り払い、
もっとスリム・スマート・スピーディな姿に。

横浜の魅力をさらに高め、
日本全体に活力をめぐらす。
それが、「特別市」がもたらす未来。

しかし、その選択肢はまだ用意されていない。
だからつくる、“ミライへの選択肢”を。

明日をひらく都市であり続けるために、
横浜市は、特別市の早期法制化を目指します。

特別市

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

横浜市政策経営局 大都市制度推進本部室 制度企画課 横浜市中区本町 6-50-10
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/daitoshi.html>
TEL 045-671-2952 FAX 045-663-6561

詳しくは
こちらから



令和6年4月

横浜の未来を用意する－特別市の法制化へ

政令指定都市制度の制約

昭和22(1947)年に制定された地方自治法には、当初、横浜や大阪、名古屋など5つの大都市を想定した「特別市」の規定が選択肢の一つとしてありましたが、適用されることはありませんでした。その後、都道府県を含む地方自治制度全体の根本的な改革が必要とされ、「暫定的な措置」として昭和31(1956)年に現在の政令指定都市制度が導入されましたが、この暫定的な制度のまま現在まで70年近く経過しています。



市と県の二重行政

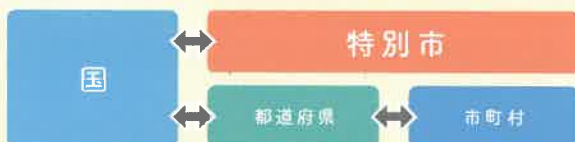
市民サービスやまちづくりなど様々な分野で、市と県が同じような仕事をしていたり、国との調整や手続きの間に県が入る仕組みにより、非効率な二重行政が生じています。

不十分な税制上の措置

政令指定都市は、市が行う事務に加え、県の事務も一部担っていますが、仕事量に見合う税源が措置されていません。その額は、横浜市の場合、毎年約400億円です。

古い枠組みを取り払い、いまこそ進化!もっとスリム・スマート・スピーディな姿に!

それが「特別市」



特別市とは、市域内のは市で完結する新たな大都市制度です。横浜市は、現在の制度が抱える課題の解決と市民の皆様に寄り添う行政サービスの充実、さらには県域や日本全体の発展にも寄与する「特別市」という新たな選択肢をつくるため、早期法制化を目指しています。

横浜の魅力をさらに高める



POINT 1

市と県の二重行政が解消し、より効率的な行政運営が実現します。市民ニーズに合ったきめ細かなサービス提供も可能となり、さらに暮らしやすく、活力あふれるまちになります。

日本全体に活力をめぐらす



POINT 2

大都市が周辺自治体と連携することで、県域の活性化や課題解決が図りやすくなります。県も他の市町村の支援に注力でき、県全体の行政サービスも向上します。

POINT 3

大都市の持つ能力を一層発揮することで、日本全体の発展にも貢献します。活力ある大都市が増えることで、多極分散型社会が実現されます。

しかし、この選択肢、特別市の法制度はまだありません。

「特別市」の法制化は、市民の“ミライへの選択肢”

特別市の実現には、まず法制化が必要です。法律をつくる国や国会議員への働きかけはもちろんのこと、市民の皆様と一緒に「ミライへの選択肢」となる特別市の法制化に向けた機運を盛り上げていくことが大きな後押しになります。特別市について、詳しく知りたい方は、ぜひ右側の二次元コードからアクセスをお願いします▶



自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の 拡充について【情報提供】

1 趣旨

本市では、地震火災の被害を抑え、共助による防災活動を活性化するため、自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行っています。

このたび、令和7年3月の「横浜市地震防災戦略」の刷新に合わせ、補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要及び変更点

防災まちづくり活動を更に広く普及させるため、重点対策地域及び対策地域（【参考】参照）のみだった補助対象地域を全市に拡大します。

詳細は別紙「身近なまちの防災施設整備事業補助」をご覧ください。

表 令和7年度以降の補助上限額・補助率（下線部は拡充箇所）

項目		重点対策地域	対策地域	その他
防災広場	補助率	<u>10/10</u> (9/10)	9/10	<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	150万円		<u>75万円</u> （なし）
その他（避難経路、防災設備）	補助率	9/10		<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	30～50万円		<u>15～25万円</u> （なし）

※（ ）内は令和6年度の補助内容

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性の高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

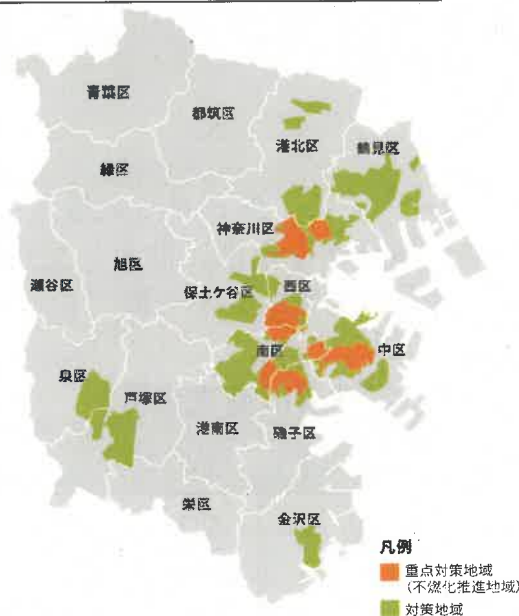
【重点対策地域】

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】

鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

重点対策地域、対策地域の区域図



「身近なまちの防災施設整備事業補助」ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/mijika/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

横浜市の地震火災対策

燃えにくく、住みやすいまちへ

別紙

工事等の契約前と完了後に、手続が必要となります。

事前相談

- 補助要件等について、必ず事前に相談をしてください。
・手続には一定の期間が必要になりますので、計画の早い段階で問い合わせをお願いいたします。
・補助は予算内で実施するため、受付を締め切る場合があります。
・申請には、整備の内容により、「維持管理等に関する協定書」「中心を確定する確認書」等が必要になります。

補助金の交付申請

- 事前相談後、工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着手前に、「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の交付決定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。

工事等の契約・着手

- 補助金の交付決定後に、工事等の契約・着手を行ってください。

完了の報告

- 工事等の完了後に、「完了報告書」を提出してください。

補助金額の確定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。

補助金の交付請求

- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。
指定の口座に補助金を入金します。

ご注意

- 補助対象となる工事等は、原則、単年度で完成するものに限りします。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により事業を行っている場合、補助の対象外となることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った契約による工事等や、法令に適合しない工事等は補助の対象とはなりません。
- 補助対象となる工事等は市内事業者に発注してください。
(原則として2者以上の市内事業者からの見積徴収を行ってください。)
- 補助要件等の適合の確認のため、工事着手前、工事中及び工事完了後の写真が必要となりますので、お撮り忘れのないようお願いします。

「地震火災対策計画」に関するその他の補助制度

初期消火器具整備費補助金

概要

地域の皆様にも容易に取り扱えるスタンドパイプ式初期消火器具などの設置補助と取扱指導を行います

対象

市域全域

補助率・補助上限額

補助率 3分の2

上限 20万円

※重点対策地域(不燃化推進地域)に該当する町丁目

補助率 10分の9

上限 27万円

問合せ

各消防署



横浜市都市整備局
防災まちづくり推進課

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10
市庁舎29階

TEL 045-671-3595

FAX 045-663-5225

<受付時間>

平日 8:45~12:00

13:00~17:15

横浜市 まちの不燃化

検索

令和7年4月

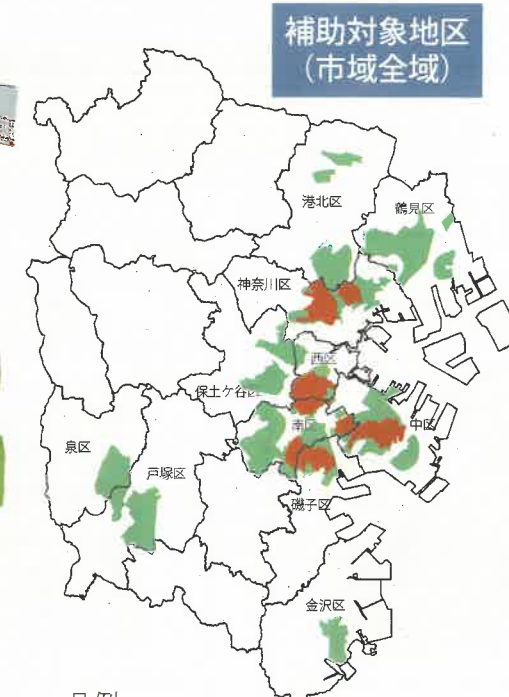
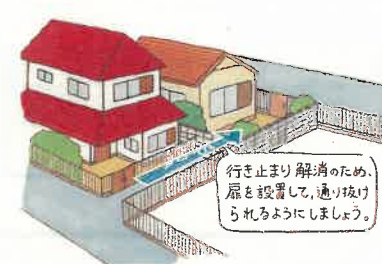
横浜市地震火災対策

身近なまちの 防災施設整備事業補助

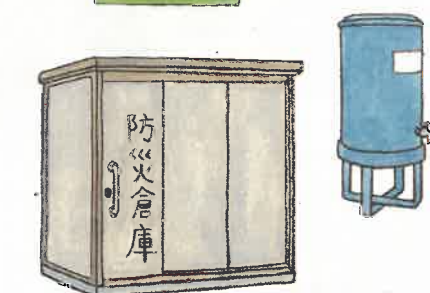
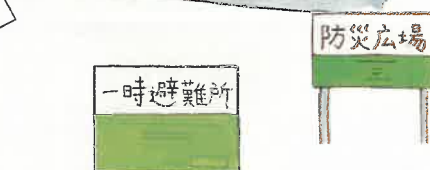
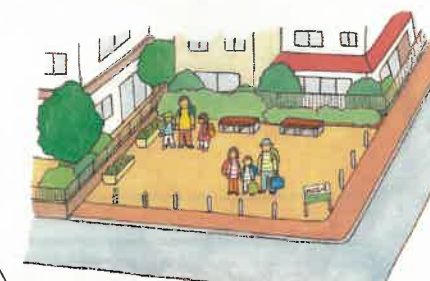
補助対象が「市域全域」に広がりました！

横浜市では、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けた取組を進めています。

地震火災の被害をおさえ、共助による防災活動を活性化するため、自治会町内会等が行う防災施設(避難経路、防災広場、防災設備)の整備等に対し補助を行います。



凡例
 ■ 重点対策地域(不燃化推進地域)
 ■ 対策地域
 □ その他の地域



補助対象地区(市域全域)について

「重点対策地域(不燃化推進地域)」、「対策地域」及び「その他の地域」で補助率や上限額が異なります。

どの地区に該当するかは、防災まちづくり推進課ウェブサイトにてご確認ください。

■ 重点対策地域(不燃化推進地域):「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」(令和5年3月)において、「延焼の危険性が特に高い地域」として指定した地域。神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部。約1,140ha。

■ 対策地域:「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」(令和5年3月)において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。約3,960ha。

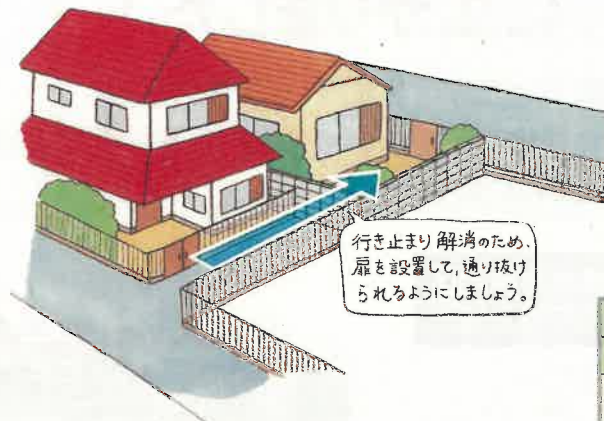
「身近なまちの防災施設整備事業補助」のウェブサイト



地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「**まちの避難経路**」、いっ
とき避難のできる「**まちの防災広場**」、災害時に必要な「**まちの防災設備**」の整備等に対し、補助を行います。

「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
対 象 者：自治会町内会等の団体又は所有者
主要要件：①10年以上維持管理されること
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
対 象 者：自治会町内会等の団体又は所有者
主要要件：①10年以上維持管理されること
②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
③私道であること^{注1)}

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭い道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

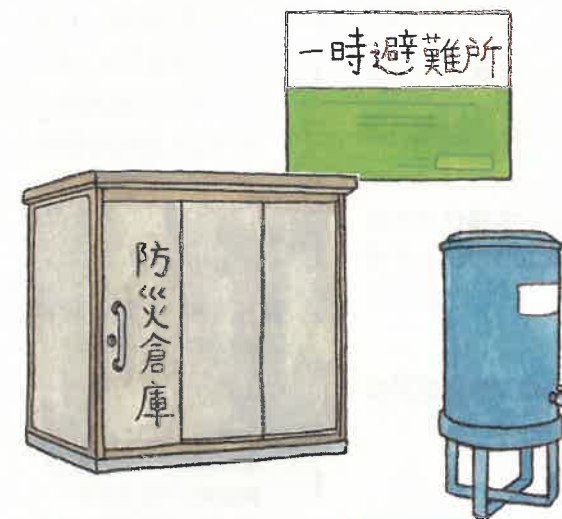
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消・手すりの設置等
対 象 者：自治会町内会等の団体又は所有者
主要要件：①10年以上維持管理されること
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

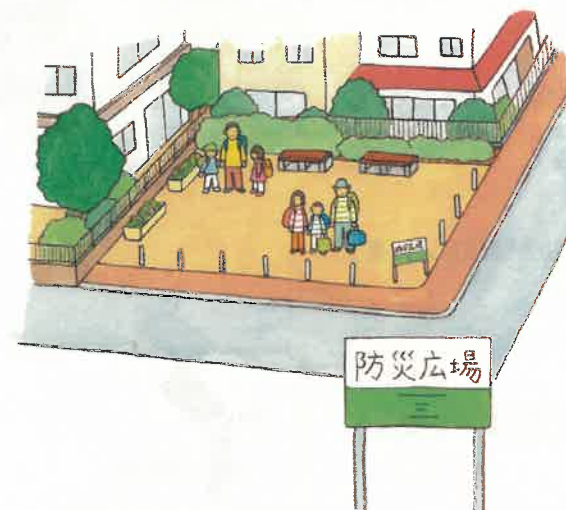
「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
対 象 者：自治会町内会等の団体
主要要件：①10年以上維持管理されること
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備

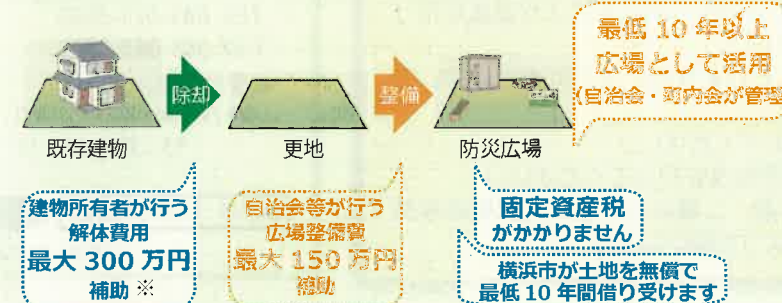


補助対象：まちの防災広場の整備
対 象 者：自治会町内会等の団体
主要要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る。）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります。

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です

